

○紀の川市ドローン社会実装推進コンソーシアム規約

令和7年7月●日

(名称)

第1条 本会は、「紀の川市ドローン社会実装推進コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本コンソーシアムは、紀の川市及びその周辺地域におけるドローン活用の社会実装を段階的かつ着実に進めることを目的とし、実証実験をはじめとした取組を推進することで、持続可能で実用的なドローン活用モデルの創出や他地域への展開可能な事例の創出をめざすものとする。また、ドローンの社会実装の障壁となる現行制度や規制の緩和に向け、国や関係機関への働きかけを行うものとする。

(会議体)

第3条 本コンソーシアムには、次の会議体を設置する。

- (1) 総会
- (2) 全体会
- (3) ワーキンググループ

(活動)

第4条 本コンソーシアムは、第2条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ドローンの社会実装に向けた実証実験
- (2) ドローン活用に関する情報共有及び意見交換
- (3) ドローン操作・運用に関する人材育成
- (4) 社会受容性の向上に向けた啓発活動
- (5) ドローンを活用したビジネス創出支援
- (6) 関係省庁等への制度改革の提言
- (7) その他、目的達成に必要な活動

(会員)

第5条 本コンソーシアムは、その目的に賛同する企業、教育・研究機関、地域団体、地方公共団体等により構成する。

- 2 会員は、本コンソーシアムの目的を理解し、本規約を遵守するとともに、活動に積極的に協力するものとする。

(入会)

第6条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長あてに提出するものとする。

2 入会の可否は、全体会において審議のうえ、出席会員の過半数の承認をもって決定する。

(退会)

第7条 本コンソーシアムを退会しようとする者は、所定の退会届を会長あてに提出するものとする。

(除名)

第8条 本コンソーシアムの会員が、本規約に違反又は本コンソーシアムの名誉・信用を著しく傷つけたと認められる場合、総会の議決により除名することができる。

(役員)

第9条 本コンソーシアムに会長1名を置き、紀の川市長をもってこれに充てる。

2 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

(総会)

第10条 総会は、必要に応じて会長が招集して開催する。

2 総会は、第5条に定める会員をもって組織する。

3 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること

(2) 会員の除名に関すること

(3) 役員を選任に関すること

(4) 事業計画及び事業報告に関すること

(5) 予算及び決算に関すること

(6) その他、本コンソーシアムの運営に関すること

4 総会は、会員の過半数の出席（書面又は代理出席を含む）により成立する。

5 議事は、出席会員の過半数の同意により決定する。賛否同数の場合は議長が決する。

6 議長は会長が務める。ただし、必要に応じて会長が指名することができる。

(全体会)

第11条 全体会は、第5条に定める会員をもって組織する。

2 全体会は、第4条に定める活動を担当し、相互に連携・協力して推進するものとする。

る。

(ワーキンググループ)

第12条 本コンソーシアムの活動にあたり、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの構成・運営は全体会の決定に基づくものとし、活動内容について適宜報告を行うこととする。

(事務局)

第13条 本コンソーシアムの運営にかかる事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は会長が指名する者が担当する。

(オブザーバー)

第14条 活動の円滑な運営及び外部との連携強化を図るため、必要に応じて、オブザーバー（見学者・助言者）を参加させることができる。

- 2 オブザーバーは、会議への出席や情報提供を受けることはできるが、議決権は有しないものとする。
- 3 個人として本コンソーシアムへの参加を希望する者は、すべてオブザーバーとしての参加とする。

(秘密保持)

第15条 会員は、本コンソーシアムにおいて知り得た他の会員（以下「開示者」という。）に関する情報を、開示者の同意なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第16条 本規約に定めのない事項については、会長が必要に応じて総会に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は、コンソーシアム設立の日から施行する。
- 2 コンソーシアム設立時の会員は、第6条の規定にかかわらず、本コンソーシアムの設立準備会議において参画の意思表示を行った者とする。